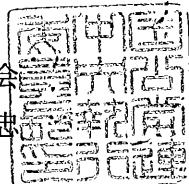


2012年2月27日

内閣総理大臣 野田佳彦 殿
公務員制度改革担当大臣 岡田克也 殿

日本国家公務員労働組合連合会
中央執行委員長 宮垣忠



高齢期雇用に関する要求書

年金支給開始年齢が段階的に引き上げられるなかで定年延長を含む高齢期雇用問題は官民を問わず緊急な課題となっています。

国家公務員の高齢期雇用については、人事院が、2011年9月30日に「定年を段階的に65歳に引き上げるための国家公務員法等の改正についての意見の申出」(以下、「意見の申出」)を国会及び内閣に対して行いました。

一方、民間の高齢期雇用については、2012年1月6日に厚生労働省の労働政策審議会が「今後の高齢期雇用対策について」との建議を行っており、その中では、定年延長を中長期的な課題としたうえで、継続雇用制度の対象となる高年齢者に係る基準を廃止することを求めるにとどまり、その内容に沿った法案が今通常国会に提出されようとしています。こうした状況の中で、政府は、国家公務員の高齢期雇用に関して「民間の現状などもよく踏まえつつ、検討を行っていく」との姿勢を示していることは重大です。

私たちは国家公務員労働者が長年培ってきた知識と経験を活かしながら、安心して働き続けられる充実した制度を確立することが必要であると考えています。

以上のことから、政府・使用者として私たちの切実な下記要求に対する誠意ある回答と対応を強く求めます。

記

1 「天下り」や早期退職慣行を廃止し、定年年齢までの雇用を保障するとともに、雇用と年金の接続をはかる観点から、定年年齢を65歳とすること。

定年年齢は年金の報酬比例部分の支給開始年齢にあわせ、2013年度から段階的に引き上げること。

2 国家公務員の高齢期雇用の在り方については、「意見の申出」を踏まえて国公労連と十分に交渉・協議し、納得と合意を得た上で決定すること。

以上